

観光王国九州とともに輝く福岡県観光振興条例（案）

（目的）

第一条 この条例は、観光振興が幅広く地域の産業に波及効果を及ぼすとともに、優れた環境や景観の形成その他社会基盤の整備を促進する等、地域づくりに寄与するものであることを踏まえ、九州各県と連携した福岡県の観光振興政策に関し基本的な事項を定め、その推進を図ることにより、世界に誇れる魅力ある「観光王国九州」とその中で光り輝く福岡県の地域ブランドを確立し、もって九州各県と一体となった福岡県の成長発展を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地域ブランド 商品若しくはサービスを購入し、又は観光等の目的地を選択する際に考慮され、その判断に多大の影響を及ぼし得る価値であって、当該商品の産地若しくはサービスの提供地又は観光等の目的地の優れた特徴として定着した評価又は印象に関連して形成されるものをいう。
- 二 観光事業者 旅行業、宿泊業、飲食業、公共交通に関する事業その他観光旅行者（会議、研修、大会等を目的とする旅行者を含む。以下同じ。）を対象とする事業を営む者をいう。
- 三 観光振興団体 観光事業者又は行政機関等で構成され、特定の地域の観光振興に関する活動を行う団体をいう。
- 四 観光資源 建造物（遺跡、施設等を含む。）、絵画、彫刻、工芸品、文書等の物件若しくは文化的活動のうち歴史上、芸術上若

しくは学術上の価値を有するもの、自然、建造物群若しくは産業関連施設等によって形成される特色のある景観、各種天然記念物、地域固有の風習、生活様式等及びその所産、温泉その他の天然資源等であって観光旅行者が訪問地を選択する際に目的の一つとして考慮するに足りる魅力を有するものをいう。

五 民泊 戸建住宅、共同住宅等の全部又は一部を、反復継続し、有償で宿泊の用に供することをいう。

(県及び市町村の役割)

第三条 県は、県の観光振興に関する情報の収集、整理及び必要とする者への提供に努めるとともに、福岡県の地域ブランドを確立し、県内各地域の特性を活かした観光振興を図るための施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 県は、観光振興による地域づくりにおける市町村の役割の重要性に鑑み、市町村が観光振興に関する施策を積極的に講ずることができるよう、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

3 市町村は、本条例の趣旨に配慮するとともに必要な範囲において本条例に基づく県の施策を活用し、地域の特性及び観光資源を活かして観光振興を図るよう努めるものとする。

(観光行政の総合的な推進)

第四条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、関係部局が横断的かつ一体的に連携して県の観光振興に関する諸施策を総合的かつ計画的に実施することにより、住んで良く、訪れて良い地域づくりを促進するものとする。

一 県民が本県の自然、歴史、文化等の魅力に関する認識を深め、

観光振興の取組に積極的に参加できるよう、情報の提供及び啓発に努めること。

二 良好な景観の形成、由緒ある史跡の整備、文化資源の修復等により本県の観光資源の魅力を一層向上させ、新たな観光資源を開発し、若しくはこれらの観光資源を活用しようとする取組を促進し、又はこれらの取組に対し必要な支援を行うこと。

三 本県の農林水産物、加工食品その他食に関する商品及び食文化の魅力を高め、観光旅行者を惹きつける観光資源とし、ひいては海外への輸出拡大等新たな需要の創出と地域ブランドの確立にも資するため、品質の改良、新商品の開発、市場調査、広報、販売促進策等の実施その他の取組に対し必要な支援を行うこと。

四 本県の伝統的な工芸品の新たな魅力の創出又は新たな特産品の開発、広報、販売促進策等の実施その他の取組に対し必要な支援を行うこと。

五 観光振興に関する施設の整備、道路その他の交通ネットワークの充実、公共交通の利便性の向上等、観光振興に関する施策の推進を支える社会基盤を整備すること。

六 海外からの観光旅行者が安心して観光を楽しむことができるよう、店舗、公共又は民間の各種施設、医療機関等における多言語対応その他の外国人観光旅行者の受入体制の整備に関し、観光事業者、市町村等との連携の下に必要な支援を行うこと。

七 旅行者の増加や海外との往来の増加に伴い犯罪、感染症等に関する課題や生活環境への影響が発生し、又はこれらに対する危惧が観光振興の妨げにもなることを防止するため、観光事業者、関係機関等と情報共有その他幅広い連携を図り、必要な措置を講じ

ること。

八 観光振興に取り組む者が観光振興及び観光資源に関する専門的な知識、知見等を随時利用できるよう、観光振興団体、大学、専門機関等との連携の下に、情報の蓄積その他必要な環境整備を図ること。

九 本県の多種多様な観光資源、農林水産物、工芸品その他の特産品とともに、その総体としての本県の魅力及び地域ブランドを効率的かつ効果的に県内外及び海外に発信するため、観光振興団体、市町村等との連携の下に必要な措置を講ずること。

2 県は、前項の基本方針の下に実施した施策の効果を客観的に評価するため、統計調査その他必要な調査及びその分析を行い、随時、公表するものとする。

(観光事業者の役割)

第五条 観光事業者は、事業活動を通じて観光旅行者に快適な環境と心のこもったサービスを提供し、他の産業と連携して地域の活性化に寄与するよう努めるとともに、自由な競争関係の中で前条の基本方針を踏まえ、県及び市町村の観光振興施策に協力するよう努めるものとする。

(観光振興団体の役割)

第六条 観光振興団体は、他の観光振興団体と相互に連携し、観光に関する情報の発信、観光旅行者の来訪の促進、観光振興に寄与する人材の育成及び観光旅行者の受入体制の整備に取り組むよう努めるとともに、自立的な運営の範囲内で、第四条の基本方針を踏まえ県及び市町村の観光振興施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第七条 県民は、本条例の趣旨に対する理解を深め、ひとりひとりがおもてなしの心で観光旅行者を温かく迎えるとともに、地域の魅力を高め、次の世代に引き継ぐよう努めるものとする。

（関係団体等の連携）

第八条 県は、県の観光振興に関し必要な施策を講ずるため、国並びに県内の市町村、観光振興団体及び観光事業者と連携するものとする。

2 県は、第一条の目的を達成するため九州各県との連携を深めるとともに、共有する観光資源を開発するため必要なときは、その他の都道府県とも積極的に連携を図るものとする。

3 前二項の連携を継続的なものとするため、県は、それぞれ各項に掲げる関係者間の協議及び調整の場を設けるよう努めるものとする。

（広域観光の振興）

第九条 知事は、九州全体の観光振興を図ることが本県の観光振興に大きく寄与することを踏まえてこれらを一体的に推進するため必要と認めるときは、県の区域を超え、広く九州を活動範囲とする観光振興団体たる法人の運営に参画し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第二十七条に規定する経費その他の経費を負担することができる。

2 知事は、前項の規定によりその運営に参画する法人（以下「特定広域観光振興法人」という。）の事業計画及び収支予算書並びに事業報告及び決算その他その経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

3 知事は、特定広域観光振興法人が二事業年度以上の期間にわたり

実施すべき事業に関する計画を定めるときは、適宜、その内容を議会に報告するものとする。

第十条 知事は、特定広域観光振興法人とともに、広く九州の観光事業者、観光振興団体、各県及び各県議会等とが連携した九州全体の観光振興に向けた取組を推進するよう努めるものとする。

2 知事は、特定広域観光振興法人の自立的な運営等に対し十分に配慮しつつ、その運営に関し前項の趣旨を実現するため必要な助言又は支援を行うものとする。

（広域的魅力情報の発信）

第十一条 知事は、国内外からの観光旅行者の九州への来訪、周遊及び滞在を促進するため、特定広域観光振興法人並びに九州の観光事業者、観光振興団体、各県その他九州の公共団体又は行政機関、大学又は研究機関等と連携し、あらゆる媒体を活用して九州の魅力に関する情報を広く国内外に向けて継続的に発信するよう努めるものとする。

2 知事は、前項の情報発信を一元的に統合し、効率的かつ効果的なものとするため、関係団体又は機関と共同でその拠点整備に取り組むとともに、広報効果に関する調査を行い、成果の活用に努めるものとする。

（観光振興財源の確保）

第十二条 知事は、観光振興に関する施策を安定的かつ継続的に実施するため、新たな税制を含めた財源に関する検討を進め、必要に応じて九州各県との連携も図りつつ、その確保に取り組むものとする。

2 知事は、前項の取組を進めるに当たっては、県内の市町村及び観

光事業者その他の関係者と十分に協議し、その意見を踏まえるとともに、地域の実情と公平性に配慮するものとする。

(民泊に関する措置)

第十三条 知事は、海外からの旅行者の増加等に伴い我が国で民泊が事実上果たしている機能又は期待されている役割及び民泊の普及に伴い発生し、又は発生が予想される問題、民泊に関する法制度の状況等を踏まえ、必要な施策の実施その他の措置を講じるよう努めるものとする。

2 知事は、前項の措置を講じるため、本県の各地域の実情を調査し、観光事業者その他の関係者と協議及び検討を進めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第九条第二項の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

(この条例の見直し)

2 この条例は、その運用状況及びこの条例に基づく観光振興施策の実施状況等を勘案し、この条例の施行後三年以内に必要な見直しを行うものとする。